

**減免について**

災害、死亡、退職などにより著しく所得が減少し、納税が困難なときは飛鳥村税条例に基づき、減免を受けられる場合がありますので、納期限までに申請してください。

事務処理の都合上、6月16日(月)までの申請に協力ください。

なお、納期限を過ぎた場合やすでに納付した税額については減免できません。

特別徴収にご協力を

給与所得に係る住民税の徴収方法で、毎月(6月から翌年5月まで)の給与から天引きによる納税制度です。地方税法等の規定により、給与所得に係る住民税は特別徴収によって徴収することとされています。

納税者の方々の利便性の向上および納税の公平を図るため、今まで普通徴収であった方についても特別徴収となる場合がありますので、ご協力をお願いします。

●**問合せ先** 総務部税務課

第28回愛知県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

介護保険制度において主に介護計画の作成や介護サービス事業者との連絡調整などの業務を行う介護支援専門員の資格試験として介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施します。

なお、介護支援専門員になるにはこの試験に合格し、介護支援専門員実務研修を受講する必要があります。

●**試験実施日**

10月12日(日)

●**受験資格**

次の①および②に該当する方

①保健・医療・福祉の各分野で合計5年以上の実務経験がある方

②①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、または現在①の業務に従事しておらず、かつ住所地在愛知県にある方

●**試験案内および願書の配布期間**

5月23日(金)～6月30日(月)

●**試験案内および願書の配布場所**

飛鳥村役場福祉課・愛知県高齢福祉課・愛知県福祉相談セン

ター地域福祉課・県民事務所・愛知県社会福祉協議会

●**願書の受付期間**

6月2日(月)～30日(月)

●**問合せ先**

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター

介護支援専門員実務研修受講試験係

☎052-212-5530

※6月2日(月)～10月12日(日)の期間のみ利用可能

海部南部権利擁護センターの成年後見支援について

■**巡回相談(要予約)**

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●**日 時**

6月10日(火)

- ①午後1時30分～2時20分
- ②午後2時30分～3時20分
- ③午後3時30分～4時20分

●**場 所**

すこやかセンター

■**弁護士による法律相談(要予約)**

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●**日 時**

6月19日(木)

- ①午後1時～1時50分
- ②午後2時～2時50分
- ③午後3時～3時50分

●**場 所**

海部南部権利擁護センター

■**共通事項**

●**参加費** 無料

●**受付時間** 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●**問合せ先**

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69-8181

FAX69-8180